(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市妻木町字西山三二四七の二九四、三二四七の二九五、三二四七の三六九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市妻木町字西山三二四七の四三三、三二四七の四三八から三二四七の四四〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町上小鳥字スクジラ九五八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町川合字東山一の一一四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

四　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町古橋字与しろ一一二〇の四、一一二〇の五

五　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

六　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市北田町一一〇九五の一二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市北田町一一〇九五の一二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに芦別市役所及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市上田上桐生町三五五三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字向山一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の三、